

横浜市風致地区条例に基づく風致地区の種別の境界線について

■ 風致地区とは

風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域です。当該地区について地区の種別に応じた建築等に関する制限が付加されます。

■ 風致地区種別境界線の根拠について

風致地区の種別の境界は区域区分界または用途地域界と原則一致しますが、「山手風致地区」、「峰沢・常盤台風致地区」、「円海山風致地区」、「富岡・長浜風致地区」のうち以下に示す地区の一部については境界が区域区分界または用途地域界と異なる場合があります。当該箇所における種別の界線根拠についてお調べの際は建築企画課建築企画担当までお問合せ下さい。

山手風致地区	:	中区元町1丁目
峰沢・常盤台風致地区	:	保土ヶ谷区峰沢町、常盤台
円海山風致地区	:	金沢区朝比奈町、六浦町
富岡・長浜風致地区	:	金沢区富岡東6丁目、長浜

■ 【参考】種別ごとの制限概要

種別	建蔽率	容積率	高さの最高限度	外壁の後退距離	周囲の地面と接する位置の高低差
第1種風致地区	20%	40%	8m	道路側 : 3m	6m以下
第2種風致地区	30%	※	8m	その他 : 1.5m	
第3種風致地区	40%		10m	道路側 : 2m	
第4種風致地区			15m	その他 : 1m	

※ 用途地域で定める指定容積率が適用されます。

■ 問合せ先

界線根拠について

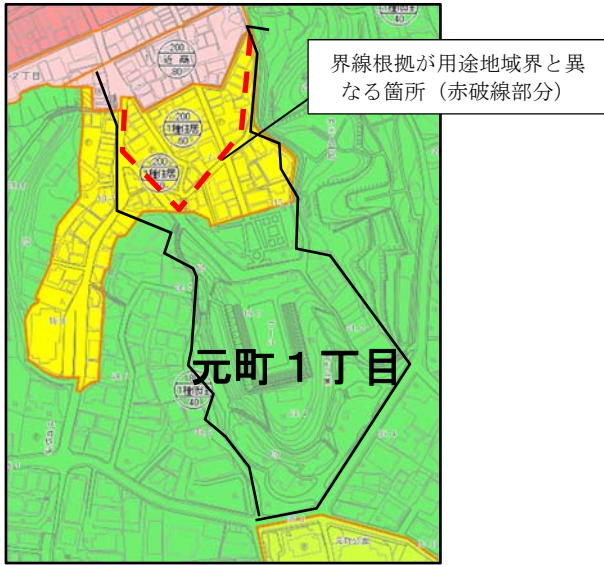
山手風致地区、峰沢・常盤台風致地区、円海山風致地区及び富岡・長浜風致地区内の風致種別界	:	建築企画課 建築企画担当	TEL:045-671-2933
区域区分界及び用途地域界（上記地区を除く風致種別界）	:	都市計画課 指導係	TEL:045-671-3510

風致地区内の建築制限について

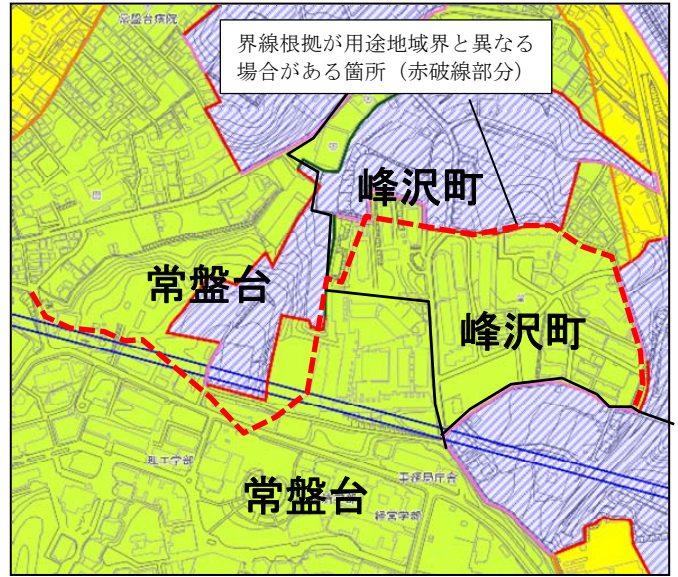
建築企画課 建築環境担当 TEL:045-671-4526

■ 【参考】 区域区分界・用途地域界と風致種別界の異なる箇所

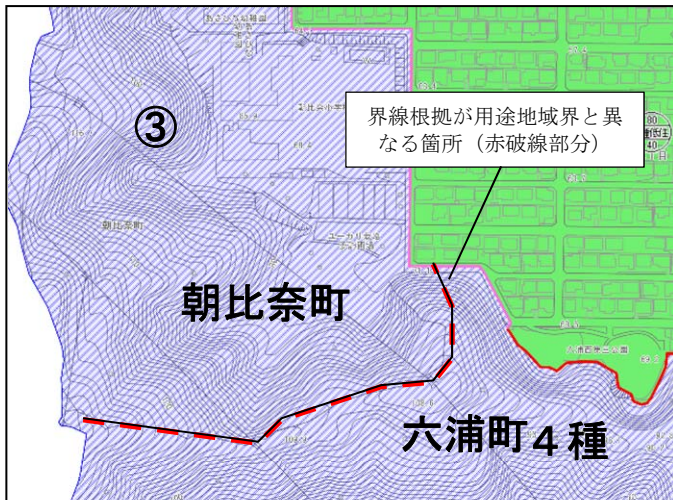
山手風致地区



峰沢・常盤台風致地区



円海山風致地区



富岡・長浜風致地区

